

簡易水道事業は、ライフラインとしての生活用水供給のみならず、企業の経済活動及び農業活動を支える重要な役割を担っており、その事業運営にあたっては、安全で安心な水道水を安定して供給できる体制が必要である。

また、水道サービスを安定して提供するために必要な水道施設等の経年化による更新や耐震化に要する投資的経費の増加が見込まれる一方で、給水収益の増加が見込まれない中、登別市の簡易水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しい状況になっており、いかに持続可能な経営を実現していくかが課題となっている。

さらに、登別市では平成14年度の料金改定以降、簡易水道料金を据え置いてきた経緯があり、この間、支出削減に努め、必要最小限の水道施設等の整備を行ってきたが、そうした事業運営にも限界が生じつつある。

こうした中、登別市では平成31年1月に今後12年間の経営見通しを「登別市簡易水道事業経営戦略」としてまとめたところであり、今後は、経営戦略を指針として、中長期的な視点から、計画的な経営を行うことが必要である。

本審議会では、上記の認識の下、登別市からの諮問に基づき、簡易水道料金の改定について慎重に審議を行ってきたが、3回にわたる審議により結論を得たことから、次のとおり答申を行う。

1 簡易水道料金改定の実施について

簡易水道事業が置かれている現状を考慮すれば、簡易水道料金の引き上げはやむを得ない。

2 簡易水道料金改定の内容について

今改定期では、家事用、事業用及び併用の 20m^3 以下の料金については、水道料金との格差を解消するため、平成31年4月1日改定の水道料金と同程度とすることが適当である。ただし、営農用及び併用の 21m^3 以上の料金については、登別市の簡易水道事業における特殊事情を考慮して、引き続き財政的配慮を継続し、引き上げた後の料金負担水準を、北海道内の自治体のうち農業用料金を定めている自治体の給水原価に対する料金負担水準の平均値と同程度とすることが適当である。

また、急激な簡易水道料金の引き上げによる市民負担を考慮し、別表のとおり料金改定額を平準化して、3段階による引き上げとすることが適当である。

改定期間については、1回目を令和2年2月1日、2回目を令和4年2月1日、3回目を令和6年2月1日とすることが適当である。

3 付帯意見

第1に、事業の健全化を確保するため、経営戦略に基づく事業遂行とその進行管理を行い、特に、将来を見据えた適正な建設投資、効率的な経営による経費削減について取り組むこと。

第2に、簡易水道利用者に本事業に対する関心・理解を深めてもらうための情報提供や意見交換に取り組むこと。

別 表

(税抜、1月あたり)

用途別		区分	料金		
			令和2年2月1 日から令和4年 1月31日まで	令和4年2月1 日から令和6年 1月31日まで	令和6年2月1 日以降
家事 用	基本料金		735円	830円	924円
	計量料金	1m ³ 以上5m ³ まで1m ³ につき	70円	80円	90円
		6 " 10 "	137円	159円	180円
		11 " 20 "	161円	186円	211円
		21 " 1m ³ 増すごとに	190円	219円	248円
営農 用	基本料金		735円	830円	924円
	計量料金	1m ³ ごとに	45円	55円	65円
併用	基本料金		735円	830円	924円
	計量料金	1m ³ 以上5m ³ まで1m ³ につき	70円	80円	90円
		6 " 10 "	137円	159円	180円
		11 " 20 "	161円	186円	211円
		21 " 1m ³ 増すごとに	45円	55円	65円
事業 用	基本料金		1,472円	1,663円	1,854円
	計量料金	1m ³ 以上10m ³ まで1m ³ につき	131円	152円	173円
		11 " 30 "	168円	195円	222円
		31 " 50 "	190円	220円	250円
		51 " 100 "	235円	269円	304円
		101 " 1m ³ 増すごとに	267円	304円	341円